

令和6年能登半島地震 義援金に係るQ&A

2024年1月16日

※案内後のお問い合わせ内容を踏まえ、順次更新いたします。

Q1. 義援金の寄贈先は？

A1. 義援金は、被災した商工会議所ならびに商工会議所連合会に寄贈いたします。被災地域のブロック商工会議所連合会および商工会議所連合会にて被害状況等を勘案し、具体的な配分等は決定することになります。

Q2. 義援金の使途は？

A2. 被災地域の復旧の遅れは、当該商工会議所地区の経済に悪影響を及ぼすことから、本義援金は、寄贈先の被災商工会議所において、主に以下の目的のため活用します。

- (1) 被災事業者の事業再開
- (2) 被災商工会議所の再建
- (3) 観光回復等に係る事業

Q3. 税制上の取扱いはどうなりますか？

A3. 寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

<法人の場合>

・一般寄附金は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。法人の場合、次の計算式で求められる限度額の範囲内で損金算入が認められています。

※根拠法（条項）：法人税法第三十七条第一項

【損金算入限度額の計算式】

$(A \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + B \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額}$

A：期末資本金の額等＝期末の資本金の額＋資本準備金の額

B：所得金額＝法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額〈注〉

〈注〉所得金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算する。

〔例1〕資本金の額等（A）が10億円、所得金額（B）が1億円の会社の場合

$(10 \text{ 億円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1 \text{ 億円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = 125 \text{ 万円}$

〔例2〕資本金の額等（A）が1億円、所得金額（B）が1千万円の会社の場合

$(1 \text{ 億円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1 \text{ 千万円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = 12.5 \text{ 万円}$

〔例3〕資本金の額等（A）が2千万円、所得金額（B）が1千万円の会社の場合

$(2 \text{ 千万円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1 \text{ 千万円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = 7.5 \text{ 万円}$

<個人の場合>

・所得控除されません（認められません）。

※根拠法（条項）：所得税法施行規則第四十七条の二3の控除対象に含まれない。

Q4. 領収書の交付は？

A4. 貴社から相模原商工会議所の指定口座へ送金いただく際の領収書交付については、控えとして貴社のお手元に残る振込金受取書(受領書)をもって領収書に代えさせていただきます。

※義援金（寄附金）は消費税課税対象外の取引となります。よって、領収書等にインボイス番号や消費税額の記載は不要です。

※義援金を振り込んでいただく際、貴社のお手元には、商工会議所への送金額のみが記載された銀行振込明細書（または送金額が印字された預金通帳）しか残りません。損金経理に際して保管が必要な書類について日本商工会議所から東京国税局に問合せたところ、「企業側で、銀行振込明細書のほか、商工会議所が案内した義援金募集文書の2点を保管いただければ、義援金の支出として、一般寄附金で定められる一定限度額までの損金経理は可能」と回答を受けております。（1月16日追記）

以上